船橋市外国人介護人材受入促進事業補助金Q&A① **2026/4/1**

ＥＰＡ介護福祉士候補者受入事業について（ＥＰＡによる受入れの場合）

No.	質問内容	回答内容
1	どのような法人が補助対象となるのか。	以下（１）～（３）のいずれにも該当する介護サービス事業者とします。 ●介護サービス事業者の定義 以下の市内指定介護サービス事業所のいずれかを運営する者 ①介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設または介護医療院 ②訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 地域密着型通所介護、 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 看護小規模多機能型居宅介護、 ただしＥＰＡ介護福祉士候補者の受入れにあたって、制度上②のサービスについては①のサービスを提供する事業所と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限ると規定されています。詳細は国際厚生事業団ホームページ（https://jicwels.or.jp/?page_id=16）掲載の「EPAに基づく介護福祉士ＥＰＡ介護福祉士候補者受入れの手引き」などからご確認ください。 ⑴ 補助を受けようとするＥＰＡ介護福祉士候補者について、過去にこの補助金の交付を受けていないこと。 ※受入れ年度（２年目）の申請に当たり、過去に当該受入れに係る求人申込年度（１年目）の補助を受けている場合は申請可能です。 ⑵ 他の公的な制度により、補助を受けようとするＥＰＡ介護福祉士候補者の受入れに係る経費に対する助成を受けていないこと。 ⑶ 船橋市税に滞納が無いこと。
2	補助の対象となるのはどのような費用か。	ＥＰＡ介護福祉士候補者の受入れを行う際に要する初期費用（就労を開始するまでに要する費用）のうち、求人申込手数料、現地合同説明会参加に係る一部負担金、あっせん手数料、滞在管理費（入国初年度に係るものに限る。）、送り出し調整機関に対する手数料及び送り出し国の健康診断実施機関への支払い金、介護導入研修に係る費用、並びに日本語研修の一部負担金を対象とします。
3	事業者が受けられる補助金の額はどれくらいなのか。	２人受入れの場合、対象経費を税込で算定した場合の概算で下記の額になります。 対象経費の詳細は、国際厚生事業団ホームページ（https://jicwels.or.jp/?page_id=16）掲載の「EPAに基づく介護福祉士ＥＰＡ介護福祉士候補者受入れの手引き」などからご確認ください。 【インドネシアから２人受入れの場合】 求人申込年度（１年目）19万円前後（対象経費 39万円前後 × ２分の１） 受入れ年度（２年目）42万円前後（対象経費 85万円前後 × ２分の１） 【フィリピンから２人受入れの場合】 求人申込年度（１年目）19万円前後（対象経費 39万円前後 × ２分の１） 受入れ年度（２年目）45万円前後（対象経費 90万円前後 × ２分の１） 【ベトナムから２人受入れの場合】 求人申込年度（１年目）5万円前後（対象経費 10万円前後 × ２分の１） 受入れ年度（２年目）60万円前後（対象経費 121万円前後 × ２分の１）
4	補助金の対象となる外国人介護人材の人数に上限はあるのか。	以下を上限として補助対象とします。 求人申込年度（１年目）：同一年度内に１法人につきＥＰＡ介護福祉士候補者２人分まで 受入れ年度（２年目）：同一年度内に１法人につきＥＰＡ介護福祉士候補者及び技能実習生等介護人材（技能実習生、在留資格「特定技能」、在留資格「介護」の外国人）のうち２人分まで したがって、同一年度内に最大４人に係る経費について申請することができます。 （ＥＰＡ介護福祉士候補者の求人申込年度（１年目）２人と、ＥＰＡ介護福祉士候補者の受入れ年度（２年目）及び技能実習生等介護人材（技能実習生、在留資格「特定技能」、在留資格「介護」の外国人）２人）
5	同一法人が運営する市内の複数の施設においてそれぞれ受入れを行った場合、それぞれ補助対象となるのか。	対象になります。１法人につき２名分までに係る経費であれば、別の事業所で就労している場合もそれぞれ申請可能です。（２事業所で受入れを行った場合、それぞれ１名ずつ申請可能。）
6	受けられる補助金の額に上限はあるのか。	求人申込年度（１年目）と受入れ年度（２年目）あわせてＥＰＡ介護福祉士候補者１人あたり５０万円（補助基準額（上限100万円）に係る実支出額の2分の1の額）が補助金の額の上限となります。
7	申請のタイミングはどうなっているのか。	ＥＰＡに基づく介護福祉士ＥＰＡ介護福祉士候補者の受入れは、求人申込みを行った翌年度に就労開始となるため、２か年度に亘ります。本市の補助事業においては、これを年度単位に区分し、１年度ごとに受入れに要した費用を補助します。そのため、補助申請を行う法人は、１年度ごとに申請を行う必要があります。 令和７年度は、以下に該当した時点で申請を行ってください。 求人申込年度（１年目） ・令和６年４月１日以降に補助を受けようとするＥＰＡ介護福祉士候補者（以下、本ＱＡで「対象人材」という。）とのマッチングが成立した時点 受入れ年度（２年目） ・補助を受けようとするＥＰＡ介護福祉士候補者が、令和６年４月１日以降に就労を開始し、船橋市内の同一の介護サービス事業所に４か月以上就業した時点
8	１年目に、２年目に係る経費についての補助金も決定されるのか。	本補助金は単年度事業として実施するため、補助の決定も年度単位で行います。そのため、求人申込年度（１年目）としてに補助対象となったことは、受入れ年度分の補助を保証するものではありません。また、本補助事業に係る予算については年度単位で措置されるため、各年度において予算がつくことが前提となります。

船橋市外国人介護人材受入促進事業補助金Q&A① **2026/4/1**

ＥＰＡ介護福祉士候補者受入事業について（ＥＰＡによる受入れの場合）

No.	質問内容	回答内容
9	補助金の対象となる経費以外に、介護サービス事業者として発生する可能性のある費用はあるのか。	・ＥＰＡ介護福祉士候補者のビザ更新に係る費用 ・宿泊施設の確保に係る費用（家賃は、実費の範囲内でＥＰＡ介護福祉士候補者に負担させることができるとされています。） ・ＥＰＡ介護福祉士候補者の帰国費用（介護サービス事業者は「ＥＰＡ介護福祉士候補者の帰国費用の確保等帰国担保措置を講ずること」とされています。ここでいう帰国とは、国家試験不合格等による帰国のことであり、就労期間中の一時帰国に係る費用等を施設が負担しなければならないということではありません。） ・現地合同説明会に参加する場合の旅費 等があり、これらは補助の対象ではありません。
#	求人申込年度（１年目）に補助金が受けられる要件は何か。	マッチング成立を要件とします。
#	何をもってマッチング成立とするのか。	国際厚生事業団からのマッチング結果通知書を確認した後、介護サービス事業者と就労希望者双方からの同意が得られたことをもって、マッチングが成立したものとします。
#	マッチングが成立したことを確認する書類として、何を提出すればよいのか。	国際厚生事業団のマッチング専用ウェブサイトにおいて、介護サービス事業者と就労希望者の双方から同意がとれていることを示す画面をハードコピーしたもの（ハードコピーを行った日付の情報を含む。）を提出してください。交付申請時において既に雇用契約書が完成している場合には、当該雇用契約書の写しでも差し支えありません。
#	受入れ年度（２年目）に補助金が受けられる要件は何か。	ＥＰＡ介護福祉士候補者が就労を開始し、船橋市内の同一の介護サービス事業所に４か月以上就業していることを要件とします。
#	就労を開始したことは、どのような書類で確認するのか。	ハローワークに提出した雇用保険被保険者資格の取得届出書または外国人雇用状況の届出書の写し及び雇用契約書の写しを提出していただきます。
#	マッチングが成立しなかった場合、国際厚生事業団に支払った求人申込手数料及び現地合同説明会参加に係る一部負担金は補助の対象となるのか。	マッチングの成立を補助の要件としているため、対象としません。
#	マッチングが成立し、雇用契約が行われても、ＥＰＡ介護福祉士候補者の家庭の事情や健康上の問題などにより、就労開始に至らないケースがまれにあると聞いている。求人申込年度（１年目）に補助金の交付を受けた後、受入れ年度（２年目）に結果として就労開始に至らなかった場合、既に受けた補助金は返還する必要があるのか。	本補助事業は単年度事業として設計しており、求人申込年度（１年目）についてはマッチングの成立をもって事業完了としていることから、１年目の交付額が決定した後に、結果として就労開始に至らなかった場合であっても、補助金の返還は要しないものとします。
#	受入れ年度（２年目）については、ＥＰＡ介護福祉士候補者が４か月以上就業していることが補助の要件となっているが、国際厚生事業団等に受入れ年度（２年目）に係る費用（送り出し調整機関に対する手数料、訪日後日本語研修・介護導入研修に係る費用等）を支払った後、結果として４か月以上就業できなかった場合、当該費用は補助金の対象となるか。	専らＥＰＡ介護福祉士候補者の事由により４か月就業できなかった場合、補助対象と認めることがあります。経緯が確認できる書類を添付して、交付申請をしてください。
#	求人申込年度（１年目）に申請せずに、受入れ年度（２年目）の申請をすることは可能か。	本補助事業は単年度事業として設計していることから、求人申込年度（１年目）の申請をしていなくても、受入れ年度（２年目）に当該年度に発生する費用について申請をすることは可能です。
#	求人申込年度（１年目）に申請した場合、必ず受入れ年度（２年目）の申請をしなければならないのか。	求人申込年度（１年目）に申請した場合も、受入れ年度（２年目）に係る補助が不要な場合は申請をする必要はありません。 受入れ年度（２年目）については、同一年度内に１法人につきＥＰＡ介護福祉士候補者及び技能実習生等介護人材（技能実習生、在留資格「特定技能」、在留資格「介護」の外国人）のうち２人分までを上限とした交付申請が可能となっております。 したがって、同一年度内に法人でＥＰＡ介護福祉士候補者の他に、技能実習生等介護人材（技能実習生、在留資格「特定技能」、在留資格「介護」の外国人）をあわせて３名以上受け入れる場合には、どの外国人介護人材について申請を行うか選んで申請を行ってください。
#	税込額で交付申請した場合、どのような手続きが必要になるか。	税込額で交付申請した場合は、補助金を受け取った年度の翌々年度6月末までに、以下の書類に添付書類を添えて、ご提出いただきます。 該当事業者には別途ご案内します。 ・船橋市外国人介護人材受入促進事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書 ・仕入控除税額返還相当額算出シート （申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要。） ・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

船橋市外国人介護人材受入促進事業補助金Q&A② 2026/4/1

技能実習生等介護人材受入事業について（技能実習生・在留資格「特定技能」・「介護」による受入れの場合）

No.	質問内容	回答内容
1	技能実習生等介護人材とは誰か。	補助金の申請日において、「技能実習生」として、又は在留資格「特定技能」若しくは「介護」をもって在留する外国人とします。
2	受入れ調整機関とは何か。	技能実習法に規定する監理団体、入管法に規定する登録支援機関及び厚生労働大臣から有料職業紹介事業の許可を得た事業者とします。
3	どのような法人が補助対象となるのか。	以下のいずれにも該当する介護サービス事業者とします。 ●介護サービス事業者の定義 以下の市内指定介護サービス事業所のいずれかを運営する者 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、 特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 ⑴ 次のいずれの要件も満たした技能実習生等介護人材（技能実習生、在留資格「特定技能」、在留資格「介護」の外国人）を直接雇用していること。 ア 介護サービス事業者と締結する雇用契約における雇用期間の初日が、補助金の申請日の属する前年度の４月１日以降であること。 イ 従事している事業所を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。 ⑵ 補助を受けようとする技能実習生等介護人材（技能実習生、在留資格「特定技能」、在留資格「介護」の外国人）（以下このＱＡにおいて「対象人材」という。）について、過去にこの要綱により補助金の交付を受けていないこと。 ⑶ 他の公的な制度により、対象人材の受入れに係る経費に対する助成を受けていないこと。 ⑷ 船橋市税に滞納が無いこと。
4	補助の対象となるのはどのような費用か。	技能実習生等介護人材（技能実習生、在留資格「特定技能」、在留資格「介護」の外国人）の受入れを行う際に要する初期費用（就労を開始するまでに要する費用）のうち、職業紹介費、入国に係る渡航費、入国前研修に係る費用、在留資格申請書類作成に係る費用（収入印紙代及び入国管理局申請取次ぎ費用を含む。）、技能実習計画認定申請手数料（技能実習生のみ）、入国後研修費、講習手当（技能実習生のみ）入国後送迎費、健康診断に係る費用、保険料を対象とします。
5	在留資格「介護」をもって在留する外国人の受入れの際に発生する初期費用はどのようなものが想定されるか。	在留資格「介護」をもって在留する外国人は、国内ですでに介護福祉士の資格を有していることから、国内における転職が想定されます。 したがって、有料職業紹介事業者（民間の人材紹介業者）を通して、当該在留資格「介護」を有する者を採用した場合は、有料職業紹介事業者へ支払う手数料が職業紹介費に該当します。 その他、在留資格申請書類作成に係る費用、入国後研修費、健康診断に係る費用などが発生し、介護サービス事業者が直接各機関に支払った場合も補助対象となります。
6	保険料は何を指すものか。	技能実習生等介護人材（技能実習生、在留資格「特定技能」、在留資格「介護」の外国人）を対象とした任意保険（JITCOが提供する総合保険等）を想定しています。
7	事業者が受けられる補助金の額はどれくらいなのか。	受入れ制度及び受入れ調整機関によって補助対象となる初期費用の金額は異なります。 受入れを行う際の初期費用については、受入れ調整機関にご確認をお願いいたします。 初期費用のうち補助対象経費に該当するか不明な経費は、介護保険課（047-436-3306）まで事前にご相談ください。
8	補助金の対象となる外国人介護人材の人数に上限はあるのか。	同一年度内に１法人につきＥＰＡ介護福祉士候補者及び技能実習生等介護人材（技能実習生、在留資格「特定技能」、在留資格「介護」の外国人）のうち２人分までを上限として補助対象とします。 したがって、ＥＰＡ介護福祉士候補者の求人申込年度（１年目）を申請する場合は、同一年度内に最大４人に係る経費について申請することができます。 （ＥＰＡ介護福祉士候補者の求人申込年度（１年目）２人と、ＥＰＡ介護福祉士候補者の受入れ年度（２年目）及び技能実習生等介護人材（技能実習生、在留資格「特定技能」、在留資格「介護」の外国人）２人）
9	同一法人が運営する市内の複数の施設においてそれぞれ受入れを行った場合、それぞれ補助対象となるのか。	対象になります。同一年度内に１法人につき２人分までに係る経費であれば、別の事業所で就労している場合もそれぞれ申請可能です。（２事業所で受入れを行った場合、それぞれ１人ずつ申請可能。）
10	受けられる補助金の額に上限はあるのか。	技能実習生等介護人材１人あたり５０万円（補助基準額（上限100万円）に係る実支出額の2分の1の額）が補助金の額の上限となります。
11	申請のタイミングはどうなっているのか。	補助を受けようとする技能実習生等介護人材（技能実習生、在留資格「特定技能」、在留資格「介護」の外国人）が、前年度４月１日以降に就労を開始し、船橋市内の同一の介護サービス事業所に４か月以上就業している状態で交付申請を行ってください。
12	就労を開始したことは、どのような書類で確認するのか。	ハローワークに提出した雇用保険被保険者資格の取得届出書または外国人雇用状況の届出書の写し及び雇用契約書の写しを提出していただきます。
13	技能実習生等介護人材（技能実習生、在留資格「特定技能」、在留資格「介護」の外国人）が４か月以上就業していることが補助の要件となっているが、受入れ調整機関に初期費用を支払った後、結果として４か月以上就業できなかった場合、当該費用は補助金の対象となるか。	専ら技能実習生等介護人材（技能実習生、在留資格「特定技能」、在留資格「介護」の外国人）の事由により４か月就業できなかった場合でも、補助対象と認めることがあります。詳細については個別にご相談ください。

船橋市外国人介護人材受入促進事業補助金Q&A② 2026/4/1

技能実習生等介護人材受入事業について（技能実習生・在留資格「特定技能」・「介護」による受入れの場合）

No.	質問内容	回答内容
14	税込額で交付申請した場合、どのような手続きが必要になるか。	税込額で交付申請した場合は、補助金を受け取った年度の翌々年度6月末までに、以下の書類に添付書類を添えて、ご提出いただきます。 該当事業者には別途ご案内します。 ・船橋市外国人介護人材受入促進事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書 ・仕入控除税額返還相当額算出シート （申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要。） ・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり
15	「千葉県留学生受入プログラム」を活用して、将来的に在留資格「介護」として採用する場合は対象になるか。	対象になりません。補助を受けようとする外国人について、他の公的な助成を受けている場合は補助の対象外となります。
16	雇用開始後、継続して受入れ調整機関への支払いが発生する管理費等は対象になるか。	対象になりません。受入れを行う際に要する初期費用（就労を開始するまでに要する費用）が補助対象経費となります。
17	事業者が、外国人介護人材のために直接購入した日本語教材にかかる費用は対象になるか。	対象になります。就労を開始するまでに要する費用であって、法人内研修に必要な教材にかかるものであれば、入国後研修費として取り扱います。